

(設置)

第1条 潤いのある地域社会の形成を目指し、市民の相互交流や教養文化の向上、健康の増進及び社会福祉の促進を図り、住みよいまちづくりを進めるため、古河市ユーセンター総和(以下「ユーセンター総和」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ユーセンター総和の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古河市ユーセンター総和	古河市上辺見2369番地

(事業)

第3条 ユーセンター総和は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民及びその組織する団体の親睦・融和の推進に関すること。
- (2) 市民の教養文化の向上、健康の増進及び社会福祉の促進に関すること。
- (3) ユーセンター総和の施設及び設備の提供に関すること。
- (4) その他ユーセンター総和の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用の許可)

第4条 ユーセンター総和を利用しようとする者は、あらかじめ古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、ユーセンター総和の管理運営上必要と認める条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ユーセンター総和の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) ユーセンター総和の管理運営上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ユーセンター総和の利用者に対し必要な指導若しくは制限をし、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

2 教育委員会は、利用者が前項のいずれかに該当することにより、同項の処分によって受けた損害については、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既に納付した使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(キャンセル料)

第11条 市長は、利用の許可の取消し若しくは変更の申出を受け、又は利用者が当該申出をせずにユーセンター総和を利用しなかったときは、当該利用者からキャンセル料を徴収することができる。

(原状回復又は損害賠償)

第12条 ユーセンター総和の利用者が、建物又は器具その他の物件を破損し、又は滅失したときは、速やかに原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の総和町立ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例(平成3年総和町条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日から平成17年度までの間、ユースセンター総和の管理等及び使用料(平成17年度分の利用に係る使用料をいう。)については、合併前の条例の例による。

附 則(平成22年条例第1号)
この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成22年条例第16号)
この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第29号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の古河市公民館利用条例、古河市生涯学習センター総和の設置及び管理に関する条例及び古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の利用について適用するものとする。

附 則(平成27年条例第14号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第39号)
この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第41号)
この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第42号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第69号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可の申請に係る利用について適用し、同日前の利用の許可の申請に係る利用については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第38号)
この条例は、令和5年11月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(単位：円)

利用区分	時間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
多目的ホール		3,050	3,050	4,580
	冷暖房費	1,520	1,520	2,290
	グラウンドピアノ	500	500	500
会議室1		500	500	760
会議室2		500	500	760
研修室		500	500	760
和室1		500	500	760
和室2		500	500	760

備考

- 1 利用時間がその区分の全時間に満たない場合でもその区分の使用料を徴収する。
- 2 市民以外の者が利用する場合は、5割増とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 坂東市、猿島郡五霞町、猿島郡境町、栃木県栃木市、栃木県小山市、栃木県下都賀郡野木町、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市民と同じ使用料とする。
- 4 営利団体が利用する場合の使用料は、5倍とする。ただし、冷暖房費は、2倍とする。

